Q＆A（質問の多い事項）　～お問い合わせ前にご確認ください～

Q1　パート収入のみの場合、いくらから税金がかかりますか？

A1　市民税・県民税は、パート収入のみの場合、収入金額が 93 万円を超えるとかかります。ただし、扶養人数などにより課税される金額は異なります。

Q2　年金収入のみの場合、いくらから税金がかかりますか？

A2　年金収入のみで扶養している家族がいない場合、65 歳以上の方は 148 万円（65 歳未満の方は 98 万円）を超える方が課税になります。ただし、扶養人数などにより課税される金額は異なります。

Q3　昨年と所得は変わらないが、税額が増えたのはなぜですか？

A3　市民税・県民税は、所得金額と所得控除（社会保険や医療費控除、扶養控除など）から税額を計算します。所得金額が変わらなくても、所得控除の金額が減ると税金が高くなります。令和 6 年度と令和 7 年度の税額決定通知書で、所得の明細欄と所得控除の明細欄を見比べてみてください。

　また、年金特別徴収の方は、仮徴収と本徴収があり、天引きする金額の算出方法が異なるため、本徴収の税額が高くなる場合があります。詳しくは、3 ページ　「2. 公的年金等からの特別徴収の徴収方法と徴収時期」の「②前年度から対象になっている方」の表をご覧ください。

Q4　給与からも年金からも市民税・県民税が天引きされているが、二重課税ですか？

A4　前年中（令和 6 年１月～12 月）に給与と年金の収入があった方で、65 歳以上の方は、給与と年金のどちらからも市民税・県民税が天引きされる場合があります。給与にかかる税金は給与から天引きされ、年金にかかる税金は年金から天引きされます。二重課税されているわけではありません。

Q5　現在、無職ですが、市民税・県民税の納付書が届いたのはなぜですか？

A5　市民税・県民税は、前年の所得に基づき課税されます。現在、収入がない場合でも、前年中（令和 6 年１月～12 月）の所得に応じた税額のお支払いをしていただくことになります。

※次のいずれかに該当する方で、市民税・県民税の納付が困難であると認められた場合は、申請により減免が受けられる可能性があります。ただし、納期限が未到来のもののみが対象です。申請方法等については、お問い合わせください。

・生活保護の規定による保護を受ける方
・学生及び生徒　など

Q6　新しい会社に就職（転職）したのに、納付書が届きました。給与天引きにできますか？

A6　勤務先から市役所に『特別徴収への切替申請書』をご提出いただければ、給与天引きにできます。今回届いた納付書を新しい勤務先に持参して、ご相談ください。

注意　納付期限が過ぎた普通徴収分の税額は、特別徴収に切り替えできません。

Q7　転出したのに、市民税・県民税の納付書が届きました。支払う必要はありますか？

A7　市民税・県民税は１月１日現在の住所地で課税されます。１月２日以降に守谷市から他の市町村に転出していても、令和７年１月１日に守谷市に住民票がある場合は、守谷市にお支払いしていただくことになります。

Q8　亡くなった家族分の市民税・県民税の納付書が届きました。支払う必要はありますか？

A8　市民税・県民税は１月１日現在の住所地で課税になります。１月２日以降にお亡くなりになった方の納税義務は相続人に引き継がれますので、相続人の方にお支払いいただくことになります。ただし、相続人の方が相続放棄をしている場合は、家庭裁判所が発行する『相続放棄申述受理通知書』の写しを、税務課へご提出ください。